

## 6 実現に向けた取り組み方針

### 6-1 総合的な推進

推進プログラムなど、本計画にもとづく施策の着実な推進には、土地利用、交通、商工・観光の各分野に加え、福祉や農政などさまざまな施策分野相互の連携や協力が欠かせません。

一方、財政に関する制約が高まれば高まるほど、施策の効果がより良く発揮できるよう施策相互の連携や相乗効果を高めるための戦略的、効果的な推進をはかることが必要になります。

今後、このような総合的な視点から施策を推進することがますます必要になることから、庁内の各部門を横断する「庁内推進委員会」を構成し、施策の実行プログラム化や施策効果の検討など、計画で示している施策の具体的な進捗管理を行える体制づくりをはかります。

さらに、施策の推進状況について、市民の目線で評価、検証し、その結果を施策の見直しに反映していきます。

### 6-2 市民、事業者と行政との連携、協働

#### 1) 情報の提供、公開化

拡大型のまちづくりを転換し、都市の内部を充実するまち育てへの転換をはかるには、地域の住民、住民団体、事業者と行政との協力が不可欠になります。

施策を重点化してすすめるには、一方で、既存の行政サービスの水準を下げることもや廃止することも必要になることから、地域の住民などの理解と賛同を得ることも必要です。このため、計画の策定段階からの市民参加をより積極的に推進するとともに、各種情報の市民への提供、公開化をはかり、市民理解の醸成に取り組みます。

#### 2) 計画、事業への参画機会の提供

公園や地域コミュニティ施設など、身近な社会資本の維持管理に住民、住民団体が参加することもますます必要になってきます。

市民、事業者の参加と協働により、地域の課題を地域の責任と自覚により解決する、市民主体のまちづくりに取り組みます。

また、市民や事業者のまちづくりへの参加を支援するため、市内外の優れた人材の発掘とまちづくりへの参集をはかることも必要になっており、本計画に示す施策を推進する過程で、多様な人材による計画づくりや施策実現への参画機会を広げていきます。